

第37号議案

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案  
に関する知事への意見に係る臨時代理の承認について

次のとおり臨時に代理した滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部  
を改正する条例案に関する知事への意見については、これを承認する。

令和5年12月22日

滋賀県教育委員会

---

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案  
に関する知事への意見について

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案に関する  
知事への意見について、滋賀県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長  
に委任する規則（昭和63年滋賀県教育委員会規則第4号）第4条の規定に基づき、  
臨時に代理する。

令和5年11月17日

滋賀県教育委員会教育長 福永 忠克

---

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案  
に関する知事への意見について

格別の意見はない。

## 滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

### 改正の理由

人事委員会勧告を踏まえ、職員の給料月額ならびに期末手当および勤勉手当の支給割合等の改定を行うため、また、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する。

### 改正の概要

(1) 人事委員会勧告を踏まえた公民較差等に基づく給与改定

ア 給料：給料月額を引上げ（平均1.03%）【令和5年4月から遡及適用】

イ 期末手当および勤勉手当【令和5年12月支給分から遡及適用】

① 一般職の職員の期末手当、勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月分引上げ

② 再任用職員の期末手当、勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月分引上げ

③ 会計年度任用職員の期末手当の支給月数を0.05月分引上げ

※令和6年6月期以降は、①～③の改定を6月期と12月期で平準化

ウ 扶養手当：子に係る手当額を100円引上げ【令和5年4月から遡及適用】

(2) 地方自治法の一部改正に伴う改正

会計年度任用職員に勤勉手当を支給【令和6年4月施行】

※会計年度任用職員の期末手当および勤勉手当の支給月数は、一般職の職員と同じ月数とする。

※ 遡及適用分については、令和6年1月例月給与で差額を支給予定

## 滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

県議会および知事に対する令和5年10月16日付けの給与についての人事委員会勧告を踏まえて、職員の給料月額ならびに期末手当および勤勉手当の支給割合等の改定を行うため、また、地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

#### (1) 給料表の改定

全ての給料表について、給料月額を引き上げることとします。（第1条の規定による改正後の別表第1および別表第2関係）

#### (2) 諸手当の改正

ア 扶養手当について、子に係る扶養手当の月額を10,000円に引き上げることとします。（第1条の規定による改正後の第11条関係）

イ 令和5年12月期の期末手当について、支給割合を100分の125に引き上げることとします。

また、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を100分の70に引き上げることとします。（第1条の規定による改正後の第17条関係）

ウ 令和5年12月期の勤勉手当について、支給割合を100分の105に引き上げることとします。

また、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を100分の50に引き上げることとします。（第1条の規定による改正後の第18条関係）

エ 会計年度任用職員の令和5年12月期の期末手当について、支給割合を100分の132.5に引き上げることとします。（第1条の規定による改正後の第31条および第35条関係）

オ 令和6年6月期以降の期末手当について、6月期の支給割合を100分の122.5に引き上げ、12月期の支給割合を100分の122.5に引き下げることとします。

また、定年前再任用短時間勤務職員について、6月期の支給割合を100分の68.75に引き上げ、12月期の支給割合を100分の68.75に引き下げることとします。（第2条の規定による改正後の第17条関係）

カ 令和6年6月期以降の勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の102.5に引き上げ、12月期の支給割合を100分の102.5に引き下げることとします。

また、定年前再任用短時間勤務職員について、6月期の支給割合を100分の48.75に引き上げ、12月期の支給割合を100分の48.75に引き下げることとします。（第2

条の規定による改正後の第 18 条関係)

キ 会計年度任用職員の令和 6 年 6 月期以降の期末手当について、6 月期および 12 月期の支給割合を 100 分の 122.5 に引き下げることとします。(第 2 条の規定による改正後の第 31 条および第 35 条関係)

ク 会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとし、6 月期および 12 月期の支給割合を 100 分の 102.5 とします。(第 2 条の規定による改正後の第 25 条、第 31 条の 2 および第 35 条の 2 関係)

(3) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、(2)のオからクまでは、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとします。

イ (1)および(2)のアについては令和 5 年 4 月 1 日から、(2)のイからエまでについては令和 5 年 12 月 1 日から適用することとします。

ウ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

---

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「9,900円」を「10,000円」に改める。

第17条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第18条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

第31条第2項の表第17条第2項の項中欄中「100分の120」を「100分の125」に改め、同項右欄中「100分の127.5」を「100分の132.5」に改める。

第35条第2項の表第17条第2項の項中欄中「100分の120」を「100分の125」に改め、同項右欄中「100分の127.5」を「100分の132.5」に改める。

別表第1および別表第2を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

高等学校等教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	277,200	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	279,500	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	281,600	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	288,200	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	294,700	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	299,100	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	306,600	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	310,400	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	312,500	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	314,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	316,800	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	319,000	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	321,200	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	323,500	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	325,700	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	327,900	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	330,000	383,700	463,900
	28	225,500	271,000	332,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	334,000	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	335,400	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	336,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	338,400	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	339,900	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	341,900	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	344,000	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	345,800	399,600	474,100
	37	239,100	290,300	347,700	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	349,600	402,200	
	39	242,100	293,800	351,500	403,600	
	40	243,600	295,500	353,400	405,000	

	41	245,000	296,800	355,300	406,600
	42	246,300	298,800	357,200	408,000
	43	247,500	300,700	359,100	409,300
	44	248,600	302,700	361,000	410,700
	45	249,700	304,700	362,800	412,100
	46	250,900	306,800	364,700	413,400
	47	252,100	309,000	366,600	414,900
	48	253,100	311,200	368,500	416,400
	49	254,200	313,300	370,100	418,000
	50	255,500	315,600	371,900	419,400
	51	256,700	317,800	373,800	421,000
	52	258,000	319,900	375,800	422,500
	53	259,100	322,000	377,600	424,200
	54	260,300	323,500	379,400	425,700
	55	261,600	325,000	381,100	427,300
	56	262,600	326,500	382,700	428,900
	57	263,700	328,200	384,200	430,400
	58	264,400	330,200	385,800	431,900
	59	265,400	332,200	387,400	433,100
	60	266,400	334,100	389,000	434,300
	61	267,300	335,900	390,200	435,500
	62	268,100	337,900	391,600	436,800
	63	268,900	339,900	393,000	438,100
	64	269,700	341,800	394,300	439,300
	65	270,800	343,500	395,500	440,500
	66	272,100	345,500	396,700	441,700
	67	273,400	347,500	398,000	442,900
	68	274,700	349,500	399,300	444,100
	69	275,900	351,300	400,600	445,300
	70	277,100	353,200	401,900	446,500
	71	278,300	355,100	403,300	447,700
	72	279,500	357,000	404,500	448,900
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	280,500	358,600	405,700	450,000
	74	281,500	360,500	407,100	450,600
	75	282,500	362,300	408,500	451,100
	76	283,400	364,200	409,800	451,600
	77	284,300	366,000	411,000	452,100
	78	285,200	367,700	412,200	
	79	286,100	369,300	413,500	
	80	287,000	370,900	414,900	
	81	287,800	372,300	416,200	
	82	288,900	373,800	417,400	
	83	289,900	375,200	418,400	
	84	290,900	376,500	419,600	
	85	291,900	377,600	420,800	
	86	292,900	379,000	422,000	

87	293,900	380,400	423,200
88	294,900	381,700	424,200
89	296,000	382,900	425,300
90	297,100	384,200	426,300
91	298,200	385,300	427,300
92	299,200	386,500	428,300
93	299,700	387,700	429,200
94	300,700	388,800	430,000
95	301,800	390,000	430,800
96	303,000	391,200	431,600
97	304,000	392,600	432,400
98	305,100	393,600	432,800
99	306,100	394,600	433,200
100	307,100	395,600	433,600
101	307,900	396,500	434,000
102	309,000	397,500	434,300
103	310,000	398,600	434,600
104	311,000	399,700	434,800
105	311,600	400,400	435,100
106	312,500	401,300	435,400
107	313,300	402,200	435,700
108	314,100	403,100	435,900
109	314,800	403,900	436,100
110	315,200	404,800	436,400
111	315,600	405,600	436,700
112	316,100	406,400	436,900
113	316,600	407,000	437,100
114	317,000	407,700	437,400
115	317,500	408,400	437,700
116	317,900	409,100	437,900
117	318,400	409,700	438,100
118	318,900	410,200	
119	319,300	410,600	
120	319,800	411,000	
121	320,300	411,300	
122	320,700	411,600	
123	321,200	411,900	
124	321,700	412,100	
125	322,300	412,300	
126	322,600	412,600	
127	322,900	412,900	
128	323,200	413,100	
129	323,400	413,300	
130	323,700	413,600	
131	324,000	413,900	
132	324,300	414,100	

	133	324,500	414,300			
	134	324,700	414,600			
	135	324,900	414,900			
	136	325,200	415,100			
	137	325,500	415,300			
	138	325,700	415,600			
	139	326,000	415,900			
	140	326,300	416,100			
	141	326,500	416,300			
	142	326,700	416,600			
	143	327,000	416,900			
	144	327,200	417,100			
	145	327,500	417,300			
	146	327,700				
	147	328,000				
	148	328,300				
	149	328,500				
	150	328,700				
	151	329,000				
	152	329,300				
	153	329,500				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		235,000	275,300	304,000	332,200	416,600

注1 この表は、高等学校、特別支援学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第4条関係）

小学校および中学校等教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	349,300	372,500	
	39	241,300	268,900	351,000	373,800	
	40	242,700	271,000	352,600	375,200	

	41	244,000	273,300	354,100	376,300
	42	245,300	275,600	355,800	377,700
	43	246,500	277,800	357,400	379,100
	44	247,800	279,900	359,000	380,600
	45	249,100	282,000	360,700	382,000
	46	250,400	284,200	362,400	383,600
	47	251,600	286,300	363,700	385,100
	48	252,700	288,200	365,100	386,600
	49	253,800	290,300	366,300	387,900
	50	255,100	292,000	367,800	389,400
	51	256,400	293,800	369,400	390,800
	52	257,400	295,500	370,900	392,100
	53	258,500	296,800	372,300	393,300
	54	259,900	298,800	373,800	394,600
	55	260,900	300,700	375,300	395,700
	56	261,900	302,700	376,700	396,800
	57	262,900	304,700	378,100	398,000
	58	263,900	306,800	379,500	399,200
	59	264,900	309,000	380,800	400,400
	60	265,900	311,200	382,100	401,600
	61	266,800	313,300	383,000	402,700
	62	267,500	315,600	384,200	403,700
	63	268,200	317,800	385,300	405,000
	64	268,800	319,900	386,400	406,200
	65	269,500	322,000	387,200	407,400
	66	270,700	323,500	388,300	408,500
	67	271,800	325,000	389,300	409,600
	68	272,900	326,500	390,300	410,700
	69	274,200	328,200	391,400	411,700
	70	275,600	330,200	392,400	412,900
	71	276,800	332,200	393,500	414,100
	72	278,000	334,100	394,600	415,300
	73	278,800	335,900	395,600	415,900
	74	279,700	337,900	396,700	416,700
	75	280,700	339,800	397,800	417,400
	76	281,700	341,700	398,800	417,900
定年	77	282,600	343,400	399,700	418,200
前再	78	283,600	345,200	400,600	418,600
任用	79	284,700	346,900	401,600	419,000
短時	80	285,500	348,600	402,600	419,400
間勤	81	286,300	350,400	403,400	419,700
務職	82	287,100	352,100	404,200	420,100
員以	83	287,900	353,500	404,900	420,500
外の	84	288,700	355,100	405,700	420,800
職員	85	289,600	356,300	406,400	421,100
	86	290,400	357,900	407,200	421,500

87	291,100	359,400	407,900	421,900
88	291,900	360,900	408,600	422,200
89	292,800	362,200	409,200	422,500
90	293,700	363,500	409,900	422,800
91	294,600	364,800	410,400	423,100
92	295,300	366,200	411,100	423,300
93	295,600	367,600	411,500	423,500
94	296,300	368,900	411,900	
95	297,000	370,100	412,200	
96	297,700	371,200	412,500	
97	298,400	372,200	412,700	
98	299,200	373,200	413,000	
99	300,000	374,200	413,300	
100	300,700	375,100	413,500	
101	301,400	375,900	413,700	
102	301,800	376,900	414,000	
103	302,200	377,800	414,300	
104	302,600	378,700	414,500	
105	302,800	379,500	414,700	
106	303,100	380,400	415,000	
107	303,400	381,300	415,300	
108	303,600	382,200	415,500	
109	303,800	383,000	415,700	
110	304,000	384,000	416,000	
111	304,300	384,900	416,300	
112	304,600	385,800	416,500	
113	304,800	386,400	416,700	
114	305,000	387,300	417,000	
115	305,200	388,200	417,300	
116	305,500	389,100	417,500	
117	305,800	389,900	417,700	
118	306,000	390,600		
119	306,300	391,400		
120	306,600	392,200		
121	306,800	392,800		
122	307,000	393,600		
123	307,200	394,300		
124	307,500	395,000		
125	307,800	395,600		
126		396,300		
127		396,800		
128		397,400		
129		398,100		
130		398,700		
131		399,200		
132		399,700		

133			400,000			
134			400,300			
135			400,600			
136			400,900			
137			401,200			
138			401,500			
139			401,800			
140			402,100			
141			402,400			
142			402,700			
143			403,000			
144			403,300			
145			403,500			
146			403,800			
147			404,100			
148			404,300			
149			404,500			
150			404,800			
151			405,100			
152			405,300			
153			405,500			
154			405,800			
155			406,100			
156			406,300			
157			406,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		226,200	272,100	299,100	325,500	406,600

注1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第2条 滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第18条の見出しを「(職員の勤勉手当)」に改め、同条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

第25条第1号中「および期末手当」を「、期末手当および勤勉手当」に改め、同条第2号中「期末手当」の右に「、勤勉手当」を加える。

第31条第2項の表第17条第2項の項を削り、同条第3項中「読み替えて」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(第1号会計年度任用職員の勤勉手当)

第31条の2 勤勉手当は、前条第1項に規定する期末手当の支給を受けることができる第1号会計年度任用職員に対して支給する。

2 第18条第1項および第2項の規定は、前項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」とあるのは「総額」と、「当該各号に定める額」とあるのは「当該第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額」と読み替えるものとする。

3 前項において読み替えて準用する第18条第2項の勤勉手当基礎額は、前条第3項の規定により算定された額とする。

4 第17条第5項の規定は、第2項において読み替えて準用する第18条第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、第17条第5項中「各給料表」とあるのは「第31条の2第1項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員が第2号会計年度任用職員であるとした場合に適用される各給料表」と、「前項」とあるのは「同条第3項」と、「合計額に、給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「額に、当該額」と読み替えるものとする。

5 第17条の2および第17条の3の規定は、第2項において準用する第18条第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第17条の2中「前条第1項」とあるのは「第31条の2第2項において準用する第18条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第31条の2第2項において準用する第18条第1項に規定する基準日をいう。以下この条および次条第3項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第31条の2第2項において準用する第18条第1項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条および次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。

第35条第2項の表第17条第2項の項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(第2号会計年度任用職員の勤勉手当)

第35条の2 勤勉手当は、前条第1項に規定する期末手当の支給を受けることができる第2号会計年度任用職員に対して支給する。

2 第18条第1項から第3項までの規定は、前項の規定の適用を受ける第2号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」とあるのは「総額」と、「当該各号に定める額」とあるのは「当該第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額」と読み替えるものとする。

3 第17条第5項の規定は、前項において読み替えて準用する第18条第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、第17条第5項中「前項」とあるのは、「第35条の2第2項において準用する第18条第3項」と読み替えるものとする。

4 第17条の2および第17条の3の規定は、第2項において準用する第18条第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第17条の2中「前条第1項」とあるのは「第35条の2第2項において準用する第18条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第35条の2第2項において準用する第18条第1項に規定する基準日をいう。以下この条および次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第35条の2第2項において準用する第18条第1項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条および次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第36条の表第3条の項中欄中「、期末手当、勤勉手当」を削り、同項右欄中「、期末手当」を削り、同表第21条の項中欄中「、宿日直手当、期末手当、勤勉手当」を削り、同項右欄中「、宿日直手当、期末手当」を削る。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）第17条第2項および第3項、第18条第2項、第31条第2項ならびに第35条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

3 第1条の規定による改正後の給与条例（以下「新給与条例」という。）第17条第2項および第3項、第18条第2項、第31条第2項ならびに第35条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。（給与の内払）

4 新給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、新給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>第1条から第10条の2まで 省略 （扶養手当）</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 扶養手当の月額、前項第1号および第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき<u>9,900円</u>とする。</p> <p>4 省略</p> <p>第11条の2から第16条の2まで 省略 （職員の期末手当）</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、</p>	<p>第1条から第10条の2まで 省略 （扶養手当）</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 扶養手当の月額、前項第1号および第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき<u>10,000円</u>とする。</p> <p>4 省略</p> <p>第11条の2から第16条の2まで 省略 （職員の期末手当）</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、</p>

同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。

4から6まで 省略

第17条の2および第17条の3 省略

(勤勉手当)

第18条 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3から5まで 省略

第19条から第30条まで 省略

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第31条 省略

同項中「100分の125」とあるのは、「100分の70」とする。

4から6まで 省略

第17条の2および第17条の3 省略

(勤勉手当)

第18条 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3から5まで 省略

第19条から第30条まで 省略

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第31条 省略

2 第17条（第3項および第4項を除く。）から第17条の3までの規定は、前項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第17条第2項	100分の120	100分の127.5
省略		

3 省略

第32条から第34条まで 省略

（第2号会計年度任用職員の期末手当）

第35条 省略

2 第17条（第3項を除く。）から第17条の3までの規定は、前項の規定の適用を受ける第2号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第17条第2項	100分の120	100分の127.5
省略		

第36条から第39条まで 省略

付則 省略

別表第1（第4条関係）

2 第17条（第3項および第4項を除く。）から第17条の3までの規定は、前項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第17条第2項	100分の125	100分の132.5
省略		

3 省略

第32条から第34条まで 省略

（第2号会計年度任用職員の期末手当）

第35条 省略

2 第17条（第3項を除く。）から第17条の3までの規定は、前項の規定の適用を受ける第2号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第17条第2項	100分の125	100分の132.5
省略		

第36条から第39条まで 省略

付則 省略

別表第1（第4条関係）

高等学校等教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	164,400	207,400	267,500	322,200	416,900
	2	165,900	209,100	269,900	334,400	418,700
	3	167,400	210,700	272,200	336,500	420,500
	4	168,900	212,400	274,400	338,500	422,200
	5	170,500	214,200	276,800	340,600	423,700
	6	172,400	215,800	279,100	342,400	425,200
	7	174,200	217,500	281,300	344,200	427,100
	8	176,000	219,100	283,400	345,800	429,000
	9	177,700	220,900	285,500	347,500	430,800
	10	179,800	222,800	287,800	349,600	432,600
	11	181,800	224,700	290,100	351,700	434,500
	12	183,700	226,600	292,200	353,800	436,300
	13	185,600	228,100	294,600	355,900	438,000
	14	187,700	230,100	296,400	357,900	439,900
	15	189,800	232,100	298,300	359,900	441,700
	16	191,900	234,100	300,000	361,900	443,600
	17	194,100	235,900	301,800	363,500	445,300
	18	196,400	238,600	304,100	365,400	447,100

高等学校等教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	277,200	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	279,500	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	281,600	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	288,200	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	294,700	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	299,100	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	306,600	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	310,400	368,300	448,500

<u>19</u>	<u>198,900</u>	<u>241,300</u>	<u>306,300</u>	<u>367,200</u>	<u>448,900</u>	<u>19</u>	<u>211,600</u>	<u>250,400</u>	<u>312,500</u>	<u>370,100</u>	<u>450,300</u>
<u>20</u>	<u>201,200</u>	<u>244,000</u>	<u>308,700</u>	<u>369,200</u>	<u>450,700</u>	<u>20</u>	<u>213,500</u>	<u>252,800</u>	<u>314,800</u>	<u>371,900</u>	<u>452,100</u>
<u>21</u>	<u>203,600</u>	<u>246,600</u>	<u>310,900</u>	<u>370,800</u>	<u>452,300</u>	<u>21</u>	<u>215,700</u>	<u>255,200</u>	<u>316,800</u>	<u>373,500</u>	<u>453,700</u>
<u>22</u>	<u>205,200</u>	<u>249,400</u>	<u>313,300</u>	<u>372,700</u>	<u>454,000</u>	<u>22</u>	<u>217,300</u>	<u>257,600</u>	<u>319,000</u>	<u>375,400</u>	<u>455,400</u>
<u>23</u>	<u>206,900</u>	<u>252,000</u>	<u>315,500</u>	<u>374,500</u>	<u>455,900</u>	<u>23</u>	<u>218,800</u>	<u>259,900</u>	<u>321,200</u>	<u>377,100</u>	<u>457,300</u>
<u>24</u>	<u>208,600</u>	<u>254,700</u>	<u>318,100</u>	<u>376,400</u>	<u>457,600</u>	<u>24</u>	<u>220,300</u>	<u>262,100</u>	<u>323,500</u>	<u>378,800</u>	<u>459,000</u>
<u>25</u>	<u>210,100</u>	<u>257,000</u>	<u>320,500</u>	<u>377,700</u>	<u>459,300</u>	<u>25</u>	<u>221,800</u>	<u>264,300</u>	<u>325,700</u>	<u>380,100</u>	<u>460,700</u>
<u>26</u>	<u>211,600</u>	<u>259,400</u>	<u>322,800</u>	<u>379,500</u>	<u>460,900</u>	<u>26</u>	<u>223,000</u>	<u>266,500</u>	<u>327,900</u>	<u>381,900</u>	<u>462,300</u>
<u>27</u>	<u>213,300</u>	<u>261,900</u>	<u>325,000</u>	<u>381,300</u>	<u>462,500</u>	<u>27</u>	<u>224,200</u>	<u>268,900</u>	<u>330,000</u>	<u>383,700</u>	<u>463,900</u>
<u>28</u>	<u>214,900</u>	<u>264,100</u>	<u>327,100</u>	<u>383,200</u>	<u>464,000</u>	<u>28</u>	<u>225,500</u>	<u>271,000</u>	<u>332,000</u>	<u>385,600</u>	<u>465,400</u>
<u>29</u>	<u>216,400</u>	<u>266,600</u>	<u>329,200</u>	<u>385,000</u>	<u>465,500</u>	<u>29</u>	<u>226,800</u>	<u>273,300</u>	<u>334,000</u>	<u>387,400</u>	<u>466,900</u>
<u>30</u>	<u>218,100</u>	<u>268,900</u>	<u>330,800</u>	<u>386,900</u>	<u>466,800</u>	<u>30</u>	<u>228,300</u>	<u>275,600</u>	<u>335,400</u>	<u>389,200</u>	<u>468,200</u>
<u>31</u>	<u>219,800</u>	<u>271,100</u>	<u>332,400</u>	<u>388,800</u>	<u>468,100</u>	<u>31</u>	<u>229,900</u>	<u>277,800</u>	<u>336,800</u>	<u>391,100</u>	<u>469,500</u>
<u>32</u>	<u>221,500</u>	<u>273,200</u>	<u>334,000</u>	<u>390,800</u>	<u>469,400</u>	<u>32</u>	<u>231,300</u>	<u>279,900</u>	<u>338,400</u>	<u>393,000</u>	<u>470,800</u>
<u>33</u>	<u>222,900</u>	<u>275,300</u>	<u>335,800</u>	<u>392,500</u>	<u>470,600</u>	<u>33</u>	<u>232,700</u>	<u>282,000</u>	<u>339,900</u>	<u>394,600</u>	<u>472,000</u>
<u>34</u>	<u>224,700</u>	<u>277,500</u>	<u>337,900</u>	<u>394,200</u>	<u>471,300</u>	<u>34</u>	<u>234,400</u>	<u>284,200</u>	<u>341,900</u>	<u>396,300</u>	<u>472,700</u>
<u>35</u>	<u>226,500</u>	<u>279,600</u>	<u>340,000</u>	<u>395,800</u>	<u>472,000</u>	<u>35</u>	<u>236,200</u>	<u>286,300</u>	<u>344,000</u>	<u>397,900</u>	<u>473,400</u>
<u>36</u>	<u>228,200</u>	<u>281,500</u>	<u>342,000</u>	<u>397,600</u>	<u>472,700</u>	<u>36</u>	<u>237,700</u>	<u>288,200</u>	<u>345,800</u>	<u>399,600</u>	<u>474,100</u>
<u>37</u>	<u>229,700</u>	<u>283,800</u>	<u>344,100</u>	<u>398,800</u>	<u>473,300</u>	<u>37</u>	<u>239,100</u>	<u>290,300</u>	<u>347,700</u>	<u>400,800</u>	<u>474,700</u>
<u>38</u>	<u>231,500</u>	<u>285,500</u>	<u>346,200</u>	<u>400,300</u>		<u>38</u>	<u>240,600</u>	<u>292,000</u>	<u>349,600</u>	<u>402,200</u>	
<u>39</u>	<u>233,300</u>	<u>287,400</u>	<u>348,400</u>	<u>401,700</u>		<u>39</u>	<u>242,100</u>	<u>293,800</u>	<u>351,500</u>	<u>403,600</u>	
<u>40</u>	<u>235,100</u>	<u>289,200</u>	<u>350,500</u>	<u>403,100</u>		<u>40</u>	<u>243,600</u>	<u>295,500</u>	<u>353,400</u>	<u>405,000</u>	
<u>41</u>	<u>236,800</u>	<u>290,600</u>	<u>352,400</u>	<u>404,800</u>		<u>41</u>	<u>245,000</u>	<u>296,800</u>	<u>355,300</u>	<u>406,600</u>	

<u>42</u>	<u>238,500</u>	<u>292,700</u>	<u>354,500</u>	<u>406,200</u>
<u>43</u>	<u>240,100</u>	<u>294,700</u>	<u>356,400</u>	<u>407,500</u>
<u>44</u>	<u>241,700</u>	<u>296,900</u>	<u>358,500</u>	<u>409,000</u>
<u>45</u>	<u>242,900</u>	<u>298,900</u>	<u>360,300</u>	<u>410,600</u>
<u>46</u>	<u>244,200</u>	<u>301,300</u>	<u>362,300</u>	<u>411,900</u>
<u>47</u>	<u>245,500</u>	<u>303,500</u>	<u>364,200</u>	<u>413,400</u>
<u>48</u>	<u>246,600</u>	<u>306,100</u>	<u>366,200</u>	<u>415,000</u>
<u>49</u>	<u>247,900</u>	<u>308,300</u>	<u>367,800</u>	<u>416,700</u>
<u>50</u>	<u>249,300</u>	<u>310,700</u>	<u>369,600</u>	<u>418,100</u>
<u>51</u>	<u>250,500</u>	<u>313,000</u>	<u>371,500</u>	<u>419,700</u>
<u>52</u>	<u>251,900</u>	<u>315,200</u>	<u>373,500</u>	<u>421,200</u>
<u>53</u>	<u>253,000</u>	<u>317,300</u>	<u>375,300</u>	<u>422,900</u>
<u>54</u>	<u>254,200</u>	<u>319,100</u>	<u>377,100</u>	<u>424,400</u>
<u>55</u>	<u>255,500</u>	<u>320,700</u>	<u>378,900</u>	<u>426,000</u>
<u>56</u>	<u>256,500</u>	<u>322,300</u>	<u>380,600</u>	<u>427,600</u>
<u>57</u>	<u>257,800</u>	<u>324,200</u>	<u>382,100</u>	<u>429,100</u>
<u>58</u>	<u>258,500</u>	<u>326,300</u>	<u>383,700</u>	<u>430,600</u>
<u>59</u>	<u>259,600</u>	<u>328,400</u>	<u>385,400</u>	<u>431,800</u>
<u>60</u>	<u>260,600</u>	<u>330,400</u>	<u>387,100</u>	<u>433,000</u>
<u>61</u>	<u>261,700</u>	<u>332,500</u>	<u>388,300</u>	<u>434,200</u>
<u>62</u>	<u>262,600</u>	<u>334,600</u>	<u>389,700</u>	<u>435,500</u>
<u>63</u>	<u>263,700</u>	<u>336,800</u>	<u>391,100</u>	<u>436,800</u>
<u>64</u>	<u>264,500</u>	<u>339,000</u>	<u>392,400</u>	<u>438,000</u>

<u>42</u>	<u>246,300</u>	<u>298,800</u>	<u>357,200</u>	<u>408,000</u>
<u>43</u>	<u>247,500</u>	<u>300,700</u>	<u>359,100</u>	<u>409,300</u>
<u>44</u>	<u>248,600</u>	<u>302,700</u>	<u>361,000</u>	<u>410,700</u>
<u>45</u>	<u>249,700</u>	<u>304,700</u>	<u>362,800</u>	<u>412,100</u>
<u>46</u>	<u>250,900</u>	<u>306,800</u>	<u>364,700</u>	<u>413,400</u>
<u>47</u>	<u>252,100</u>	<u>309,000</u>	<u>366,600</u>	<u>414,900</u>
<u>48</u>	<u>253,100</u>	<u>311,200</u>	<u>368,500</u>	<u>416,400</u>
<u>49</u>	<u>254,200</u>	<u>313,300</u>	<u>370,100</u>	<u>418,000</u>
<u>50</u>	<u>255,500</u>	<u>315,600</u>	<u>371,900</u>	<u>419,400</u>
<u>51</u>	<u>256,700</u>	<u>317,800</u>	<u>373,800</u>	<u>421,000</u>
<u>52</u>	<u>258,000</u>	<u>319,900</u>	<u>375,800</u>	<u>422,500</u>
<u>53</u>	<u>259,100</u>	<u>322,000</u>	<u>377,600</u>	<u>424,200</u>
<u>54</u>	<u>260,300</u>	<u>323,500</u>	<u>379,400</u>	<u>425,700</u>
<u>55</u>	<u>261,600</u>	<u>325,000</u>	<u>381,100</u>	<u>427,300</u>
<u>56</u>	<u>262,600</u>	<u>326,500</u>	<u>382,700</u>	<u>428,900</u>
<u>57</u>	<u>263,700</u>	<u>328,200</u>	<u>384,200</u>	<u>430,400</u>
<u>58</u>	<u>264,400</u>	<u>330,200</u>	<u>385,800</u>	<u>431,900</u>
<u>59</u>	<u>265,400</u>	<u>332,200</u>	<u>387,400</u>	<u>433,100</u>
<u>60</u>	<u>266,400</u>	<u>334,100</u>	<u>389,000</u>	<u>434,300</u>
<u>61</u>	<u>267,300</u>	<u>335,900</u>	<u>390,200</u>	<u>435,500</u>
<u>62</u>	<u>268,100</u>	<u>337,900</u>	<u>391,600</u>	<u>436,800</u>
<u>63</u>	<u>268,900</u>	<u>339,900</u>	<u>393,000</u>	<u>438,100</u>
<u>64</u>	<u>269,700</u>	<u>341,800</u>	<u>394,300</u>	<u>439,300</u>

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	65	265,800	340,700	393,800	439,200
	66	267,200	342,900	395,000	440,400
	67	268,600	344,900	396,400	441,600
	68	270,200	347,100	397,800	442,800
	69	271,500	348,900	399,100	444,000
	70	272,800	350,800	400,400	445,200
	71	274,100	352,800	401,800	446,400
	72	275,400	354,800	403,100	447,600
	73	276,400	356,400	404,400	448,700
	74	277,600	358,300	405,800	449,300
	75	278,900	360,100	407,200	449,800
	76	279,900	362,000	408,500	450,300
	77	280,800	363,800	409,700	450,800
	78	281,800	365,500	410,900	
	79	282,800	367,200	412,200	
	80	283,800	368,800	413,600	
	81	284,900	370,300	414,900	
82	286,100	371,800	416,100		
83	287,300	373,300	417,100		
84	288,500	374,700	418,300		
85	289,500	375,800	419,500		
86	290,600	377,200	420,700		
87	291,600	378,600	421,900		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	65	270,800	343,500	395,500	440,500
	66	272,100	345,500	396,700	441,700
	67	273,400	347,500	398,000	442,900
	68	274,700	349,500	399,300	444,100
	69	275,900	351,300	400,600	445,300
	70	277,100	353,200	401,900	446,500
	71	278,300	355,100	403,300	447,700
	72	279,500	357,000	404,500	448,900
	73	280,500	358,600	405,700	450,000
	74	281,500	360,500	407,100	450,600
	75	282,500	362,300	408,500	451,100
	76	283,400	364,200	409,800	451,600
	77	284,300	366,000	411,000	452,100
	78	285,200	367,700	412,200	
	79	286,100	369,300	413,500	
	80	287,000	370,900	414,900	
	81	287,800	372,300	416,200	
82	288,900	373,800	417,400		
83	289,900	375,200	418,400		
84	290,900	376,500	419,600		
85	291,900	377,600	420,800		
86	292,900	379,000	422,000		
87	293,900	380,400	423,200		

<u>88</u>	<u>292,800</u>	<u>379,900</u>	<u>422,900</u>
<u>89</u>	<u>293,900</u>	<u>381,200</u>	<u>424,000</u>
<u>90</u>	<u>295,000</u>	<u>382,500</u>	<u>425,000</u>
<u>91</u>	<u>296,200</u>	<u>383,700</u>	<u>426,000</u>
<u>92</u>	<u>297,400</u>	<u>385,000</u>	<u>427,000</u>
<u>93</u>	<u>297,900</u>	<u>386,300</u>	<u>427,900</u>
<u>94</u>	<u>298,900</u>	<u>387,400</u>	<u>428,700</u>
<u>95</u>	<u>300,000</u>	<u>388,700</u>	<u>429,500</u>
<u>96</u>	<u>301,200</u>	<u>389,900</u>	<u>430,300</u>
<u>97</u>	<u>302,200</u>	<u>391,300</u>	<u>431,100</u>
<u>98</u>	<u>303,300</u>	<u>392,300</u>	<u>431,500</u>
<u>99</u>	<u>304,300</u>	<u>393,400</u>	<u>431,900</u>
<u>100</u>	<u>305,400</u>	<u>394,400</u>	<u>432,300</u>
<u>101</u>	<u>306,300</u>	<u>395,300</u>	<u>432,700</u>
<u>102</u>	<u>307,400</u>	<u>396,300</u>	<u>433,000</u>
<u>103</u>	<u>308,500</u>	<u>397,400</u>	<u>433,300</u>
<u>104</u>	<u>309,500</u>	<u>398,500</u>	<u>433,600</u>
<u>105</u>	<u>310,100</u>	<u>399,200</u>	<u>433,900</u>
<u>106</u>	<u>311,000</u>	<u>400,100</u>	<u>434,200</u>
<u>107</u>	<u>311,800</u>	<u>401,000</u>	<u>434,500</u>
<u>108</u>	<u>312,600</u>	<u>401,900</u>	<u>434,700</u>
<u>109</u>	<u>313,500</u>	<u>402,700</u>	<u>434,900</u>
<u>110</u>	<u>313,900</u>	<u>403,600</u>	<u>435,200</u>

<u>88</u>	<u>294,900</u>	<u>381,700</u>	<u>424,200</u>
<u>89</u>	<u>296,000</u>	<u>382,900</u>	<u>425,300</u>
<u>90</u>	<u>297,100</u>	<u>384,200</u>	<u>426,300</u>
<u>91</u>	<u>298,200</u>	<u>385,300</u>	<u>427,300</u>
<u>92</u>	<u>299,200</u>	<u>386,500</u>	<u>428,300</u>
<u>93</u>	<u>299,700</u>	<u>387,700</u>	<u>429,200</u>
<u>94</u>	<u>300,700</u>	<u>388,800</u>	<u>430,000</u>
<u>95</u>	<u>301,800</u>	<u>390,000</u>	<u>430,800</u>
<u>96</u>	<u>303,000</u>	<u>391,200</u>	<u>431,600</u>
<u>97</u>	<u>304,000</u>	<u>392,600</u>	<u>432,400</u>
<u>98</u>	<u>305,100</u>	<u>393,600</u>	<u>432,800</u>
<u>99</u>	<u>306,100</u>	<u>394,600</u>	<u>433,200</u>
<u>100</u>	<u>307,100</u>	<u>395,600</u>	<u>433,600</u>
<u>101</u>	<u>307,900</u>	<u>396,500</u>	<u>434,000</u>
<u>102</u>	<u>309,000</u>	<u>397,500</u>	<u>434,300</u>
<u>103</u>	<u>310,000</u>	<u>398,600</u>	<u>434,600</u>
<u>104</u>	<u>311,000</u>	<u>399,700</u>	<u>434,800</u>
<u>105</u>	<u>311,600</u>	<u>400,400</u>	<u>435,100</u>
<u>106</u>	<u>312,500</u>	<u>401,300</u>	<u>435,400</u>
<u>107</u>	<u>313,300</u>	<u>402,200</u>	<u>435,700</u>
<u>108</u>	<u>314,100</u>	<u>403,100</u>	<u>435,900</u>
<u>109</u>	<u>314,800</u>	<u>403,900</u>	<u>436,100</u>
<u>110</u>	<u>315,200</u>	<u>404,800</u>	<u>436,400</u>

<u>111</u>	<u>314,300</u>	<u>404,400</u>	<u>435,500</u>
<u>112</u>	<u>314,800</u>	<u>405,200</u>	<u>435,700</u>
<u>113</u>	<u>315,400</u>	<u>405,800</u>	<u>435,900</u>
<u>114</u>	<u>315,800</u>	<u>406,500</u>	<u>436,200</u>
<u>115</u>	<u>316,300</u>	<u>407,200</u>	<u>436,500</u>
<u>116</u>	<u>316,800</u>	<u>407,900</u>	<u>436,700</u>
<u>117</u>	<u>317,400</u>	<u>408,500</u>	<u>436,900</u>
<u>118</u>	<u>317,900</u>	<u>409,000</u>	
<u>119</u>	<u>318,300</u>	<u>409,400</u>	
<u>120</u>	<u>318,800</u>	<u>409,800</u>	
<u>121</u>	<u>319,300</u>	<u>410,200</u>	
<u>122</u>	<u>319,700</u>	<u>410,500</u>	
<u>123</u>	<u>320,200</u>	<u>410,800</u>	
<u>124</u>	<u>320,700</u>	<u>411,000</u>	
<u>125</u>	<u>321,300</u>	<u>411,200</u>	
<u>126</u>	<u>321,600</u>	<u>411,500</u>	
<u>127</u>	<u>321,900</u>	<u>411,800</u>	
<u>128</u>	<u>322,200</u>	<u>412,000</u>	
<u>129</u>	<u>322,400</u>	<u>412,200</u>	
<u>130</u>	<u>322,700</u>	<u>412,500</u>	
<u>131</u>	<u>323,000</u>	<u>412,800</u>	
<u>132</u>	<u>323,300</u>	<u>413,000</u>	
<u>133</u>	<u>323,500</u>	<u>413,200</u>	

<u>111</u>	<u>315,600</u>	<u>405,600</u>	<u>436,700</u>
<u>112</u>	<u>316,100</u>	<u>406,400</u>	<u>436,900</u>
<u>113</u>	<u>316,600</u>	<u>407,000</u>	<u>437,100</u>
<u>114</u>	<u>317,000</u>	<u>407,700</u>	<u>437,400</u>
<u>115</u>	<u>317,500</u>	<u>408,400</u>	<u>437,700</u>
<u>116</u>	<u>317,900</u>	<u>409,100</u>	<u>437,900</u>
<u>117</u>	<u>318,400</u>	<u>409,700</u>	<u>438,100</u>
<u>118</u>	<u>318,900</u>	<u>410,200</u>	
<u>119</u>	<u>319,300</u>	<u>410,600</u>	
<u>120</u>	<u>319,800</u>	<u>411,000</u>	
<u>121</u>	<u>320,300</u>	<u>411,300</u>	
<u>122</u>	<u>320,700</u>	<u>411,600</u>	
<u>123</u>	<u>321,200</u>	<u>411,900</u>	
<u>124</u>	<u>321,700</u>	<u>412,100</u>	
<u>125</u>	<u>322,300</u>	<u>412,300</u>	
<u>126</u>	<u>322,600</u>	<u>412,600</u>	
<u>127</u>	<u>322,900</u>	<u>412,900</u>	
<u>128</u>	<u>323,200</u>	<u>413,100</u>	
<u>129</u>	<u>323,400</u>	<u>413,300</u>	
<u>130</u>	<u>323,700</u>	<u>413,600</u>	
<u>131</u>	<u>324,000</u>	<u>413,900</u>	
<u>132</u>	<u>324,300</u>	<u>414,100</u>	
<u>133</u>	<u>324,500</u>	<u>414,300</u>	

134	323,700	413,500				134	324,700	414,600			
135	323,900	413,800				135	324,900	414,900			
136	324,200	414,000				136	325,200	415,100			
137	324,500	414,200				137	325,500	415,300			
138	324,700	414,500				138	325,700	415,600			
139	325,000	414,800				139	326,000	415,900			
140	325,300	415,000				140	326,300	416,100			
141	325,500	415,200				141	326,500	416,300			
142	325,700	415,500				142	326,700	416,600			
143	326,000	415,800				143	327,000	416,900			
144	326,200	416,000				144	327,200	417,100			
145	326,500	416,200				145	327,500	417,300			
146	326,700					146	327,700				
147	327,000					147	328,000				
148	327,300					148	328,300				
149	327,500					149	328,500				
150	327,700					150	328,700				
151	328,000					151	329,000				
152	328,300					152	329,300				
153	328,500					153	329,500				
定年前再 任用 短時	基 準 給料月額	定年前再 任用 短時	基 準 給料月額								
	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円

間勤務職員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------

注1 この表は、高等学校、特別支援学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第4条関係）

小学校および中学校等教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	164,400	180,200	267,500	296,000	406,700
	2	165,900	182,300	269,900	298,600	408,200
	3	167,400	184,400	272,200	301,400	409,700
	4	168,900	186,600	274,400	303,800	411,200
	5	170,500	188,600	276,800	306,300	412,600
	6	172,400	190,600	279,100	308,400	414,000
	7	174,200	192,700	281,300	310,700	415,500

間勤務職員		235,000	275,300	304,000	332,200	416,600
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------

注1 この表は、高等学校、特別支援学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第4条関係）

小学校および中学校等教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000

<u>8</u>	<u>176,000</u>	<u>194,800</u>	<u>283,400</u>	<u>312,800</u>	<u>417,100</u>
<u>9</u>	<u>177,700</u>	<u>197,000</u>	<u>285,500</u>	<u>314,900</u>	<u>418,500</u>
<u>10</u>	<u>179,800</u>	<u>199,600</u>	<u>287,800</u>	<u>317,200</u>	<u>419,900</u>
<u>11</u>	<u>181,800</u>	<u>202,200</u>	<u>290,100</u>	<u>319,600</u>	<u>421,300</u>
<u>12</u>	<u>183,700</u>	<u>204,800</u>	<u>292,200</u>	<u>322,100</u>	<u>422,600</u>
<u>13</u>	<u>185,600</u>	<u>207,400</u>	<u>294,600</u>	<u>324,500</u>	<u>423,900</u>
<u>14</u>	<u>187,700</u>	<u>209,100</u>	<u>296,400</u>	<u>326,400</u>	<u>425,300</u>
<u>15</u>	<u>189,800</u>	<u>210,700</u>	<u>298,300</u>	<u>328,300</u>	<u>426,700</u>
<u>16</u>	<u>191,900</u>	<u>212,400</u>	<u>300,000</u>	<u>330,400</u>	<u>428,100</u>
<u>17</u>	<u>194,100</u>	<u>214,200</u>	<u>301,800</u>	<u>332,200</u>	<u>429,300</u>
<u>18</u>	<u>196,400</u>	<u>215,800</u>	<u>304,100</u>	<u>334,400</u>	<u>430,600</u>
<u>19</u>	<u>198,900</u>	<u>217,500</u>	<u>306,300</u>	<u>336,500</u>	<u>431,800</u>
<u>20</u>	<u>201,200</u>	<u>219,100</u>	<u>308,700</u>	<u>338,500</u>	<u>433,100</u>
<u>21</u>	<u>203,600</u>	<u>220,900</u>	<u>310,900</u>	<u>340,600</u>	<u>434,200</u>
<u>22</u>	<u>205,200</u>	<u>222,800</u>	<u>313,300</u>	<u>342,400</u>	<u>435,400</u>
<u>23</u>	<u>206,900</u>	<u>224,700</u>	<u>315,500</u>	<u>344,200</u>	<u>436,700</u>
<u>24</u>	<u>208,600</u>	<u>226,600</u>	<u>318,100</u>	<u>345,800</u>	<u>438,000</u>
<u>25</u>	<u>210,100</u>	<u>228,100</u>	<u>320,500</u>	<u>347,500</u>	<u>439,300</u>
<u>26</u>	<u>211,500</u>	<u>230,100</u>	<u>322,800</u>	<u>349,300</u>	<u>440,500</u>
<u>27</u>	<u>213,100</u>	<u>232,100</u>	<u>325,000</u>	<u>351,200</u>	<u>441,500</u>
<u>28</u>	<u>214,600</u>	<u>234,100</u>	<u>327,100</u>	<u>353,100</u>	<u>442,600</u>
<u>29</u>	<u>216,300</u>	<u>235,900</u>	<u>329,200</u>	<u>354,900</u>	<u>443,800</u>
<u>30</u>	<u>218,000</u>	<u>238,600</u>	<u>330,800</u>	<u>356,700</u>	<u>444,600</u>

<u>8</u>	<u>189,000</u>	<u>208,200</u>	<u>290,300</u>	<u>319,600</u>	<u>418,400</u>
<u>9</u>	<u>190,700</u>	<u>210,400</u>	<u>292,400</u>	<u>321,600</u>	<u>419,800</u>
<u>10</u>	<u>192,800</u>	<u>212,800</u>	<u>294,700</u>	<u>323,800</u>	<u>421,200</u>
<u>11</u>	<u>194,800</u>	<u>215,100</u>	<u>297,000</u>	<u>326,100</u>	<u>422,600</u>
<u>12</u>	<u>196,800</u>	<u>217,300</u>	<u>299,100</u>	<u>328,400</u>	<u>423,900</u>
<u>13</u>	<u>198,800</u>	<u>219,700</u>	<u>301,300</u>	<u>330,600</u>	<u>425,200</u>
<u>14</u>	<u>200,900</u>	<u>221,400</u>	<u>303,100</u>	<u>332,400</u>	<u>426,600</u>
<u>15</u>	<u>203,000</u>	<u>222,900</u>	<u>304,900</u>	<u>334,200</u>	<u>428,000</u>
<u>16</u>	<u>205,100</u>	<u>224,400</u>	<u>306,600</u>	<u>335,900</u>	<u>429,400</u>
<u>17</u>	<u>207,300</u>	<u>226,100</u>	<u>308,200</u>	<u>337,600</u>	<u>430,600</u>
<u>18</u>	<u>209,400</u>	<u>227,400</u>	<u>310,400</u>	<u>339,600</u>	<u>431,900</u>
<u>19</u>	<u>211,600</u>	<u>228,600</u>	<u>312,500</u>	<u>341,600</u>	<u>433,100</u>
<u>20</u>	<u>213,500</u>	<u>229,900</u>	<u>314,800</u>	<u>343,600</u>	<u>434,400</u>
<u>21</u>	<u>215,700</u>	<u>231,600</u>	<u>316,800</u>	<u>345,600</u>	<u>435,500</u>
<u>22</u>	<u>217,300</u>	<u>233,300</u>	<u>319,000</u>	<u>347,200</u>	<u>436,700</u>
<u>23</u>	<u>218,800</u>	<u>235,000</u>	<u>321,200</u>	<u>348,800</u>	<u>438,000</u>
<u>24</u>	<u>220,300</u>	<u>236,600</u>	<u>323,500</u>	<u>350,300</u>	<u>439,300</u>
<u>25</u>	<u>221,800</u>	<u>238,100</u>	<u>325,700</u>	<u>351,800</u>	<u>440,600</u>
<u>26</u>	<u>222,900</u>	<u>240,100</u>	<u>327,900</u>	<u>353,600</u>	<u>441,800</u>
<u>27</u>	<u>224,000</u>	<u>242,000</u>	<u>330,000</u>	<u>355,300</u>	<u>442,800</u>
<u>28</u>	<u>225,200</u>	<u>243,900</u>	<u>332,000</u>	<u>357,000</u>	<u>443,900</u>
<u>29</u>	<u>226,700</u>	<u>245,600</u>	<u>334,000</u>	<u>358,600</u>	<u>445,100</u>
<u>30</u>	<u>228,200</u>	<u>248,000</u>	<u>335,400</u>	<u>360,200</u>	<u>445,900</u>

<u>31</u>	<u>219,700</u>	<u>241,300</u>	<u>332,400</u>	<u>358,400</u>	<u>445,400</u>	<u>31</u>	<u>229,700</u>	<u>250,400</u>	<u>336,800</u>	<u>361,800</u>	<u>446,700</u>
<u>32</u>	<u>221,400</u>	<u>244,000</u>	<u>334,000</u>	<u>360,300</u>	<u>446,300</u>	<u>32</u>	<u>231,200</u>	<u>252,800</u>	<u>338,400</u>	<u>363,300</u>	<u>447,600</u>
<u>33</u>	<u>222,700</u>	<u>246,600</u>	<u>335,800</u>	<u>361,600</u>	<u>447,200</u>	<u>33</u>	<u>232,500</u>	<u>255,200</u>	<u>339,900</u>	<u>364,600</u>	<u>448,500</u>
<u>34</u>	<u>224,400</u>	<u>249,400</u>	<u>337,900</u>	<u>363,300</u>	<u>447,700</u>	<u>34</u>	<u>234,100</u>	<u>257,600</u>	<u>341,900</u>	<u>366,100</u>	<u>449,000</u>
<u>35</u>	<u>226,100</u>	<u>252,000</u>	<u>340,000</u>	<u>364,800</u>	<u>448,200</u>	<u>35</u>	<u>235,800</u>	<u>259,900</u>	<u>344,000</u>	<u>367,600</u>	<u>449,500</u>
<u>36</u>	<u>227,700</u>	<u>254,700</u>	<u>342,000</u>	<u>366,600</u>	<u>448,700</u>	<u>36</u>	<u>237,200</u>	<u>262,100</u>	<u>345,800</u>	<u>369,300</u>	<u>450,000</u>
<u>37</u>	<u>229,100</u>	<u>257,000</u>	<u>344,000</u>	<u>368,500</u>	<u>449,200</u>	<u>37</u>	<u>238,500</u>	<u>264,300</u>	<u>347,600</u>	<u>371,000</u>	<u>450,500</u>
<u>38</u>	<u>230,800</u>	<u>259,400</u>	<u>345,900</u>	<u>370,000</u>		<u>38</u>	<u>239,900</u>	<u>266,500</u>	<u>349,300</u>	<u>372,500</u>	
<u>39</u>	<u>232,500</u>	<u>261,900</u>	<u>347,900</u>	<u>371,300</u>		<u>39</u>	<u>241,300</u>	<u>268,900</u>	<u>351,000</u>	<u>373,800</u>	
<u>40</u>	<u>234,200</u>	<u>264,100</u>	<u>349,800</u>	<u>372,900</u>		<u>40</u>	<u>242,700</u>	<u>271,000</u>	<u>352,600</u>	<u>375,200</u>	
<u>41</u>	<u>235,800</u>	<u>266,600</u>	<u>351,300</u>	<u>374,000</u>		<u>41</u>	<u>244,000</u>	<u>273,300</u>	<u>354,100</u>	<u>376,300</u>	
<u>42</u>	<u>237,500</u>	<u>268,900</u>	<u>353,100</u>	<u>375,400</u>		<u>42</u>	<u>245,300</u>	<u>275,600</u>	<u>355,800</u>	<u>377,700</u>	
<u>43</u>	<u>239,100</u>	<u>271,100</u>	<u>354,700</u>	<u>376,800</u>		<u>43</u>	<u>246,500</u>	<u>277,800</u>	<u>357,400</u>	<u>379,100</u>	
<u>44</u>	<u>240,700</u>	<u>273,200</u>	<u>356,400</u>	<u>378,300</u>		<u>44</u>	<u>247,800</u>	<u>279,900</u>	<u>359,000</u>	<u>380,600</u>	
<u>45</u>	<u>242,300</u>	<u>275,300</u>	<u>358,200</u>	<u>379,700</u>		<u>45</u>	<u>249,100</u>	<u>282,000</u>	<u>360,700</u>	<u>382,000</u>	
<u>46</u>	<u>243,800</u>	<u>277,500</u>	<u>359,900</u>	<u>381,300</u>		<u>46</u>	<u>250,400</u>	<u>284,200</u>	<u>362,400</u>	<u>383,600</u>	
<u>47</u>	<u>245,100</u>	<u>279,600</u>	<u>361,200</u>	<u>382,900</u>		<u>47</u>	<u>251,600</u>	<u>286,300</u>	<u>363,700</u>	<u>385,100</u>	
<u>48</u>	<u>246,400</u>	<u>281,500</u>	<u>362,800</u>	<u>384,400</u>		<u>48</u>	<u>252,700</u>	<u>288,200</u>	<u>365,100</u>	<u>386,600</u>	
<u>49</u>	<u>247,500</u>	<u>283,800</u>	<u>364,000</u>	<u>385,800</u>		<u>49</u>	<u>253,800</u>	<u>290,300</u>	<u>366,300</u>	<u>387,900</u>	
<u>50</u>	<u>248,800</u>	<u>285,500</u>	<u>365,500</u>	<u>387,300</u>		<u>50</u>	<u>255,100</u>	<u>292,000</u>	<u>367,800</u>	<u>389,400</u>	
<u>51</u>	<u>250,200</u>	<u>287,400</u>	<u>367,100</u>	<u>388,800</u>		<u>51</u>	<u>256,400</u>	<u>293,800</u>	<u>369,400</u>	<u>390,800</u>	
<u>52</u>	<u>251,300</u>	<u>289,200</u>	<u>368,700</u>	<u>390,200</u>		<u>52</u>	<u>257,400</u>	<u>295,500</u>	<u>370,900</u>	<u>392,100</u>	
<u>53</u>	<u>252,400</u>	<u>290,600</u>	<u>370,100</u>	<u>391,400</u>		<u>53</u>	<u>258,500</u>	<u>296,800</u>	<u>372,300</u>	<u>393,300</u>	

	54	253,800	292,700	371,600	392,700
	55	254,800	294,700	373,100	393,800
	56	255,800	296,900	374,600	394,900
	57	257,000	298,900	376,100	396,300
	58	258,000	301,300	377,500	397,500
	59	259,100	303,500	378,900	398,700
	60	260,100	306,100	380,200	400,000
	61	261,300	308,300	381,100	401,200
	62	262,000	310,700	382,300	402,200
	63	262,900	313,000	383,500	403,600
	64	263,500	315,200	384,600	404,900
	65	264,500	317,300	385,500	406,100
	66	265,900	319,100	386,700	407,200
	67	267,000	320,700	387,700	408,400
	68	268,300	322,300	388,800	409,500
	69	269,800	324,200	390,000	410,500
	70	271,300	326,300	391,000	411,700
	71	272,600	328,400	392,100	412,900
	72	274,000	330,400	393,300	414,100
定年	73	274,800	332,500	394,300	414,700
前再	74	275,800	334,600	395,400	415,500
任用	75	277,000	336,800	396,500	416,200
	76	278,000	339,000	397,600	416,700

	54	259,900	298,800	373,800	394,600
	55	260,900	300,700	375,300	395,700
	56	261,900	302,700	376,700	396,800
	57	262,900	304,700	378,100	398,000
	58	263,900	306,800	379,500	399,200
	59	264,900	309,000	380,800	400,400
	60	265,900	311,200	382,100	401,600
	61	266,800	313,300	383,000	402,700
	62	267,500	315,600	384,200	403,700
	63	268,200	317,800	385,300	405,000
	64	268,800	319,900	386,400	406,200
	65	269,500	322,000	387,200	407,400
	66	270,700	323,500	388,300	408,500
	67	271,800	325,000	389,300	409,600
	68	272,900	326,500	390,300	410,700
	69	274,200	328,200	391,400	411,700
	70	275,600	330,200	392,400	412,900
	71	276,800	332,200	393,500	414,100
	72	278,000	334,100	394,600	415,300
定年	73	278,800	335,900	395,600	415,900
前再	74	279,700	337,900	396,700	416,700
任用	75	280,700	339,800	397,800	417,400
	76	281,700	341,700	398,800	417,900

短時	77	279,200	340,700	398,500	417,000
間勤	78	280,200	342,600	399,400	417,400
務職	79	281,400	344,300	400,400	417,800
員以	80	282,300	346,100	401,400	418,200
外の	81	283,500	347,900	402,200	418,500
職員	82	284,300	349,700	403,000	418,900
	83	285,300	351,100	403,700	419,300
	84	286,300	352,900	404,500	419,600
	85	287,200	354,100	405,200	419,900
	86	288,100	355,700	406,000	420,300
	87	288,800	357,200	406,700	420,700
	88	289,800	358,700	407,400	421,000
	89	290,800	360,000	408,000	421,300
	90	291,700	361,300	408,700	421,600
	91	292,600	362,700	409,200	421,900
	92	293,400	364,100	409,900	422,100
	93	293,700	365,600	410,300	422,300
	94	294,400	366,900	410,700	
	95	295,100	368,200	411,000	
	96	295,900	369,400	411,300	
	97	296,700	370,400	411,600	
	98	297,500	371,400	411,900	
	99	298,300	372,400	412,200	

短時	77	282,600	343,400	399,700	418,200
間勤	78	283,600	345,200	400,600	418,600
務職	79	284,700	346,900	401,600	419,000
員以	80	285,500	348,600	402,600	419,400
外の	81	286,300	350,400	403,400	419,700
職員	82	287,100	352,100	404,200	420,100
	83	287,900	353,500	404,900	420,500
	84	288,700	355,100	405,700	420,800
	85	289,600	356,300	406,400	421,100
	86	290,400	357,900	407,200	421,500
	87	291,100	359,400	407,900	421,900
	88	291,900	360,900	408,600	422,200
	89	292,800	362,200	409,200	422,500
	90	293,700	363,500	409,900	422,800
	91	294,600	364,800	410,400	423,100
	92	295,300	366,200	411,100	423,300
	93	295,600	367,600	411,500	423,500
	94	296,300	368,900	411,900	
	95	297,000	370,100	412,200	
	96	297,700	371,200	412,500	
	97	298,400	372,200	412,700	
	98	299,200	373,200	413,000	
	99	300,000	374,200	413,300	

<u>100</u>	<u>299,000</u>	<u>373,400</u>	<u>412,400</u>
<u>101</u>	<u>299,900</u>	<u>374,300</u>	<u>412,600</u>
<u>102</u>	<u>300,400</u>	<u>375,300</u>	<u>412,900</u>
<u>103</u>	<u>300,900</u>	<u>376,300</u>	<u>413,200</u>
<u>104</u>	<u>301,400</u>	<u>377,300</u>	<u>413,400</u>
<u>105</u>	<u>301,600</u>	<u>378,100</u>	<u>413,600</u>
<u>106</u>	<u>302,000</u>	<u>379,000</u>	<u>413,900</u>
<u>107</u>	<u>302,300</u>	<u>379,900</u>	<u>414,200</u>
<u>108</u>	<u>302,500</u>	<u>380,900</u>	<u>414,400</u>
<u>109</u>	<u>302,700</u>	<u>381,700</u>	<u>414,600</u>
<u>110</u>	<u>302,900</u>	<u>382,700</u>	<u>414,900</u>
<u>111</u>	<u>303,200</u>	<u>383,700</u>	<u>415,200</u>
<u>112</u>	<u>303,500</u>	<u>384,700</u>	<u>415,400</u>
<u>113</u>	<u>303,700</u>	<u>385,300</u>	<u>415,600</u>
<u>114</u>	<u>303,900</u>	<u>386,200</u>	<u>415,900</u>
<u>115</u>	<u>304,100</u>	<u>387,100</u>	<u>416,200</u>
<u>116</u>	<u>304,400</u>	<u>388,000</u>	<u>416,400</u>
<u>117</u>	<u>304,700</u>	<u>388,800</u>	<u>416,600</u>
<u>118</u>	<u>305,000</u>	<u>389,500</u>	
<u>119</u>	<u>305,300</u>	<u>390,300</u>	
<u>120</u>	<u>305,600</u>	<u>391,100</u>	
<u>121</u>	<u>305,800</u>	<u>391,700</u>	
<u>122</u>	<u>306,000</u>	<u>392,500</u>	

<u>100</u>	<u>300,700</u>	<u>375,100</u>	<u>413,500</u>
<u>101</u>	<u>301,400</u>	<u>375,900</u>	<u>413,700</u>
<u>102</u>	<u>301,800</u>	<u>376,900</u>	<u>414,000</u>
<u>103</u>	<u>302,200</u>	<u>377,800</u>	<u>414,300</u>
<u>104</u>	<u>302,600</u>	<u>378,700</u>	<u>414,500</u>
<u>105</u>	<u>302,800</u>	<u>379,500</u>	<u>414,700</u>
<u>106</u>	<u>303,100</u>	<u>380,400</u>	<u>415,000</u>
<u>107</u>	<u>303,400</u>	<u>381,300</u>	<u>415,300</u>
<u>108</u>	<u>303,600</u>	<u>382,200</u>	<u>415,500</u>
<u>109</u>	<u>303,800</u>	<u>383,000</u>	<u>415,700</u>
<u>110</u>	<u>304,000</u>	<u>384,000</u>	<u>416,000</u>
<u>111</u>	<u>304,300</u>	<u>384,900</u>	<u>416,300</u>
<u>112</u>	<u>304,600</u>	<u>385,800</u>	<u>416,500</u>
<u>113</u>	<u>304,800</u>	<u>386,400</u>	<u>416,700</u>
<u>114</u>	<u>305,000</u>	<u>387,300</u>	<u>417,000</u>
<u>115</u>	<u>305,200</u>	<u>388,200</u>	<u>417,300</u>
<u>116</u>	<u>305,500</u>	<u>389,100</u>	<u>417,500</u>
<u>117</u>	<u>305,800</u>	<u>389,900</u>	<u>417,700</u>
<u>118</u>	<u>306,000</u>	<u>390,600</u>	
<u>119</u>	<u>306,300</u>	<u>391,400</u>	
<u>120</u>	<u>306,600</u>	<u>392,200</u>	
<u>121</u>	<u>306,800</u>	<u>392,800</u>	
<u>122</u>	<u>307,000</u>	<u>393,600</u>	

<u>123</u>	<u>306,200</u>	<u>393,200</u>
<u>124</u>	<u>306,500</u>	<u>393,900</u>
<u>125</u>	<u>306,800</u>	<u>394,500</u>
<u>126</u>		<u>395,200</u>
<u>127</u>		<u>395,700</u>
<u>128</u>		<u>396,300</u>
<u>129</u>		<u>397,000</u>
<u>130</u>		<u>397,600</u>
<u>131</u>		<u>398,100</u>
<u>132</u>		<u>398,600</u>
<u>133</u>		<u>398,900</u>
<u>134</u>		<u>399,200</u>
<u>135</u>		<u>399,500</u>
<u>136</u>		<u>399,800</u>
<u>137</u>		<u>400,100</u>
<u>138</u>		<u>400,400</u>
<u>139</u>		<u>400,700</u>
<u>140</u>		<u>401,000</u>
<u>141</u>		<u>401,300</u>
<u>142</u>		<u>401,600</u>
<u>143</u>		<u>401,900</u>
<u>144</u>		<u>402,200</u>
<u>145</u>		<u>402,400</u>

<u>123</u>	<u>307,200</u>	<u>394,300</u>
<u>124</u>	<u>307,500</u>	<u>395,000</u>
<u>125</u>	<u>307,800</u>	<u>395,600</u>
<u>126</u>		<u>396,300</u>
<u>127</u>		<u>396,800</u>
<u>128</u>		<u>397,400</u>
<u>129</u>		<u>398,100</u>
<u>130</u>		<u>398,700</u>
<u>131</u>		<u>399,200</u>
<u>132</u>		<u>399,700</u>
<u>133</u>		<u>400,000</u>
<u>134</u>		<u>400,300</u>
<u>135</u>		<u>400,600</u>
<u>136</u>		<u>400,900</u>
<u>137</u>		<u>401,200</u>
<u>138</u>		<u>401,500</u>
<u>139</u>		<u>401,800</u>
<u>140</u>		<u>402,100</u>
<u>141</u>		<u>402,400</u>
<u>142</u>		<u>402,700</u>
<u>143</u>		<u>403,000</u>
<u>144</u>		<u>403,300</u>
<u>145</u>		<u>403,500</u>

	146		402,700			
	147		403,000			
	148		403,200			
	149		403,400			
	150		403,700			
	151		404,000			
	152		404,200			
	153		404,400			
	154		404,700			
	155		405,000			
	156		405,200			
	157		405,400			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

注1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそ

	146		403,800			
	147		404,100			
	148		404,300			
	149		404,500			
	150		404,800			
	151		405,100			
	152		405,300			
	153		405,500			
	154		405,800			
	155		406,100			
	156		406,300			
	157		406,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		226,200	272,100	299,100	325,500	406,600

注1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそ

れぞれ加算した額とする。

別表第3 省略

れぞれ加算した額とする。

別表第3 省略

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>第1条から第16条の2まで 省略 （職員の期末手当）</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4から6まで 省略</p> <p>第17条の2および第17条の3 省略 <u>（勤勉手当）</u></p> <p>第18条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>第1条から第16条の2まで 省略 （職員の期末手当）</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の122.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4から6まで 省略</p> <p>第17条の2および第17条の3 省略 <u>（職員の勤勉手当）</u></p> <p>第18条 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p>

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3から5まで 省略

第19条から第24条まで 省略

(会計年度任用職員の給与)

第25条 会計年度任用職員には、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める給与を支給する。

(1) 第1号会計年度任用職員 報酬および期末手当

(2) 第2号会計年度任用職員 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、へき地手当、産業教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、定時制通信教育手当、義務教育等教員特別手当および退職手当

第26条から第30条まで 省略

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第31条 省略

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

3から5まで 省略

第19条から第24条まで 省略

(会計年度任用職員の給与)

第25条 会計年度任用職員には、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める給与を支給する。

(1) 第1号会計年度任用職員 報酬、期末手当および勤勉手当

(2) 第2号会計年度任用職員 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、へき地手当、産業教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、定時制通信教育手当、義務教育等教員特別手当および退職手当

第26条から第30条まで 省略

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第31条 省略

2 第17条（第3項および第4項を除く。）から第17条の3までの規定は、前項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第17条第2項	100分の125	100分の132.5
省略		

3 前項において読み替えて準用する第17条第2項の期末手当基礎額は、月額で定められた基本報酬の額（日額または時間額で基本報酬の額が定められた第1号会計年度任用職員にあつては、月額で基本報酬の額が定められたとした場合における基本報酬の額）とする。

(新設)

2 第17条（第3項および第4項を除く。）から第17条の3までの規定は、前項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
(削除)		
省略		

3 前項において準用する第17条第2項の期末手当基礎額は、月額で定められた基本報酬の額（日額または時間額で基本報酬の額が定められた第1号会計年度任用職員にあつては、月額で基本報酬の額が定められたとした場合における基本報酬の額）とする。

（第1号会計年度任用職員の勤勉手当）

第31条の2 勤勉手当は、前条第1項に規定する期末手当の支給を受けることができる第1号会計年度任用職員に対して支給する。

2 第18条第1項および第2項の規定は、前項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」とあるのは「総額」と、「当該各号に定める額」とあるのは「当該第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額」と読み替えるものとする。

3 前項において読み替えて準用する第18条第2項の勤勉手当基礎額は、前条第3項の規定により算定された額とする。

第32条から第34条まで 省略

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第35条 省略

2 第17条(第3項を除く。)から第17条の3までの規定は、前項の規定の適用を受ける第2号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲

4 第17条第5項の規定は、第2項において読み替えて準用する第18条第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、第17条第5項中「各給料表」とあるのは「第31条の2第1項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員が第2号会計年度任用職員であるとした場合に適用される各給料表」と、「前項」とあるのは「同条第3項」と、「合計額に、給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「額に、当該額」と読み替えるものとする。

5 第17条の2および第17条の3の規定は、第2項において準用する第18条第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第17条の2中「前条第1項」とあるのは「第31条の2第2項において準用する第18条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第31条の2第2項において準用する第18条第1項に規定する基準日をいう。以下この条および次条第3項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第31条の2第2項において準用する第18条第1項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条および次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。

第32条から第34条まで 省略

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第35条 省略

2 第17条(第3項を除く。)から第17条の3までの規定は、前項の規定の適用を受ける第2号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲

げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第17条第2項	100分の125	100分の132.5
省略		

(新設)

げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
(削除)		
省略		

(第2号会計年度任用職員の勤勉手当)

第35条の2 勤勉手当は、前条第1項に規定する期末手当の支給を受けることができる第2号会計年度任用職員に対して支給する。

2 第18条第1項から第3項までの規定は、前項の規定の適用を受ける第2号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」とあるのは「総額」と、「当該各号に定める額」とあるのは「当該第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額」と読み替えるものとする。

3 第17条第5項の規定は、前項において読み替えて準用する第18条第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、第17条第5項中「前項」とあるのは、「第35条の2第2項において準用する第18条第3項」と読み替えるものとする。

4 第17条の2および第17条の3の規定は、第2項において準用する第18条第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第17条の2中「前条第1項」とあるのは「第35条の2第2項において準用する第18条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第35条の2第2項において準用する第18条第1項に規定する基準日をいう。以下この条および次条第3項第3号におい

(第2号会計年度任用職員の給与への準用)

第36条 第3条、第8条、第9条、第11条の3、第12条(第4項を除く。)、第13条から第14条まで、第16条および第19条の2から第21条までの規定は、第2号会計年度任用職員の給与について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条	滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第20号。以下「学校職員勤務時間条例」という。)第3条から第6条までに規定する	第2号会計年度任用職員について定められた
	管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、 <u>期末手当</u> 、 <u>勤勉手当</u>	地域手当、通勤手当、宿日直手当、 <u>期末手当</u>

て同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第35条の2第2項において準用する第18条第1項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条および次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。

(第2号会計年度任用職員の給与への準用)

第36条 第3条、第8条、第9条、第11条の3、第12条(第4項を除く。)、第13条から第14条まで、第16条および第19条の2から第21条までの規定は、第2号会計年度任用職員の給与について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条	滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第20号。以下「学校職員勤務時間条例」という。)第3条から第6条までに規定する	第2号会計年度任用職員について定められた
	管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当	地域手当、通勤手当、宿日直手当
	第21条および第25条第2	第36条において読み替え

	第21条および第25条第2号	第36条において読み替えて準用する第21条
	および退職手当	、退職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当および夜間勤務手当
省略		
第21条	管理職手当、扶養手当、地域手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当	地域手当、宿日直手当、期末手当

第37条から第39条まで 省略

付則 省略

	号	て準用する第21条
	および退職手当	、退職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当および夜間勤務手当
省略		
第21条	管理職手当、扶養手当、地域手当	地域手当

第37条から第39条まで 省略

付則 省略

# 令和5年「職員の給与等に関する報告および勧告」の概要

令和5年10月16日  
滋賀県人事委員会

## ○ 給与勧告・報告のポイント

### <民間給与との較差に基づく給与改定>

#### 月例給、特別給ともに引上げ（2年連続）

- ① 月例給は、民間給与との較差（3,646円、0.98%）を解消するため、国に準じて給料表を引き上げるとともに、子に係る扶養手当を100円引上げ
- ② 特別給（期末・勤勉手当）は、民間の支給割合との均衡を図るため0.10月分引上げ

## 1 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 地方公務員の給与は、地方公務員法の規定に基づき、社会一般の情勢に適応するよう、随時、適当な措置を講じなければならないとされている。
- ・ 給与勧告は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し適正な処遇を確保するものであり、職員の士気の高揚、有為の人材の確保など能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。
- ・ 県は民間企業と異なり、市場の抑制力が存在しないこと等から、時々の経済・雇用情勢等を反映して決定される民間企業従業員の給与水準に準拠することが最も合理的であると考えられている。

## 2 民間給与との比較

133民間事業所の約6,200人の個人別給与を実地調査（完了率93.1%）し、精密な比較を実施

### (1) 月例給

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

公民較差 3,646円 0.98% （参考）人事院報告 官民較差 3,869円 0.96%

〔新規採用職員を除く行政職給料表適用職員3,247人、平均年齢41.6歳〕

※公民較差は額・率とも平成9年（3,759円、0.98%）以来26年ぶりの水準

### (2) 特別給

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の特別給の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

民間の支給割合 4.48月（公務の支給月数 4.40月）

## 3 民間給与との較差等に基づく給与改定

### (1) 給料表

国に準じて給料表を引上げ改定（平均改定率1.03%）

### (2) 扶養手当

子に係る手当額を引上げ 9,900円→10,000円

### (3) 初任給調整手当

国に準じて医師および歯科医師に対する手当額を引上げ

#### (4) 期末・勤勉手当

民間の支給割合との均衡を図るため引上げ（年間支給月数 4.40 月分 → 4.50 月分）  
期末手当と勤勉手当の割振りおよび期別の支給月数については、人事院勧告に準じて改定

（一般の職員の場合の支給月数）

	6 月期	12 月期
令和 5 年度 期末手当	1.20 月（支給済み）	1.25 月（現行 1.20 月）
勤勉手当	1.00 月（支給済み）	1.05 月（現行 1.00 月）
6 年度 期末手当	1.225 月	1.225 月
以降 勤勉手当	1.025 月	1.025 月

#### (5) 実施時期

(1)、(2)および(3)については令和 5 年 4 月 1 日、(4)については同年 12 月 1 日

（参考）新規採用職員を除く行政職給料表適用職員 1 人当たりの影響額

	勧告前(A)	勧告後(B)	増減(B-A)
平均給与月額	372,899 円	376,535 円	3,636 円（※）
平均年間給与	6,146 千円	6,244 千円	98 千円

（※）内訳：給料 3,363 円、扶養手当 64 円、給料等を算定基礎とする諸手当の増 209 円（改定率 0.98%）

### 4 給与制度に関する検討事項

#### (1) 在宅勤務等手当の創設

人事院勧告の趣旨を踏まえ、国に準じた制度を設けることについて検討する必要

#### (2) 獣医師に対する初任給調整手当の見直し

近年、獣医師の欠員も生じており、これまでも増して人材確保が困難な状況にあることから、他の都道府県等の状況も踏まえ、支給額等を見直しを検討する必要

#### (3) 人事院における給与制度のアップデートへの対応

本県の実情を踏まえて個々に対応を検討する必要があるため、国の動向を注視していく必要

### 5 人事管理に関する事項

#### (1) 人材の確保

- ・ 採用試験の実施結果を検証し、適切な能力実証の観点に留意しながら、より幅広い層の方が受験しやすい試験方法の導入など、試験制度の見直しを検討
- ・ 就職先として選ばれるために、長時間労働の是正をはじめとした働きやすい職場環境づくりや、インターンシップの機会等を通じた学生等の志望意欲の喚起、また、採用辞退の防止に向けた合格者説明会等の取組が重要

#### (2) 全ての職員の活躍推進

- ・ 複雑化・多様化する行政需要に的確に対応し質の高い行政サービスを提供するためには、職員同士が互いの個性や価値観を多様性として認め合い、高い意欲とやりがいを持って能力を十分に発揮できる県庁を実現する必要

#### (3) 働き方改革の推進と勤務環境の整備

- ・ 多様な職員がチームの中で持てる力を十分に発揮し、県庁組織として行政需要に的確に対応

していけるよう、職員構成の変化にも対応した持続的で代替性のある業務執行体制を確保することが重要

- ・ 学校においては、管理職員が休憩時間の付与を含め適切に業務や勤務時間の管理を行い、長時間労働になりがちな教員の働き方を変えていくとともに、管理職員に対するサポート体制を強化し、教員の労働環境の改善が継続的に行われる仕組みを構築する必要
- ・ 仕事と家庭生活の両立支援は、次世代の育成や女性活躍の推進の観点からも重要な取組であり、希望する全ての職員が気兼ねなく休暇や休業を取得できるよう、人員配置にも配慮した職場環境の整備を推進する必要
- ・ メンタルヘルス不調は人材の損失にもつながる重大な問題であり、管理職員は職員の健康確保に対して安全配慮義務があることを自覚するとともに、周囲の職員も普段と異なる様子が生じていないか互いに目を配るなど、職場全体で早期に対応することが重要
- ・ ハラスメントの発生した状況を適切に把握し、効果的な研修を実施するなど、ハラスメントを起こさない職場環境の確立が必要

#### (4) 公務員倫理の徹底

- ・ 任命権者において引き続き不祥事の再発防止に取り組むとともに、職員一人一人が相互に注意を喚起し、高い倫理観と使命感を持ってその職務に精励することが必要